

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

## 東北（宮城）国民年金 事案 1879

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 10 月から 62 年 12 月まで  
③ 平成 2 年 3 月

申立期間①の国民年金保険料について、当時はA事業所に勤務しており、私、同事業所の事業主及び同僚の3人分の保険料を私が一緒にB銀行C支店で納付していた。

申立期間②の国民年金保険料について、D事業所に勤務していた時は、E銀行F支店で、その後G事業所に勤務してからは、B銀行H支店又は自宅近くのE銀行F支店で納付していた。

申立期間③の国民年金保険料について、G事業所に勤務しており、申立期間②と同様に納付した。

各申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、1か月と短期間であり、I市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間③の前後の期間に係る申立人の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間③の前後を通じて申立人の住所等に変更は無く、生活状況にも大きな変化は認められないことから、申立期間③のみが未納とされているのは不自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間③より前の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されている上、平成元年 4 月から申立期間③の直前の 2 年 2 月までの保険料が現年度納付されている

ことから、申立人の保険料に関する納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して昭和53年8月31日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時点では、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は、国民年金に加入した時点で遡って申立期間①の保険料を納付したか否かについて記憶が定かではない。

また、申立期間①当時、申立人が自身の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとするA事業所の事業主及び同僚について、オンライン記録からは特定することができず、申立人の申立期間の納付状況について確認することはできない。

さらに、I市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

申立期間②について、I市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立期間②は87か月に及び、これだけ長期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い。

申立期間①及び②について、申立人は、I市から送付された納付書を金融機関に持参し、各申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、いずれも「納付書により保険料を納付した場合、その記録は金融機関には残っていない。」旨回答しており、申立期間①及び②の納付状況について確認することはできない。

また、当時、申立人がI市以外に異動した形跡は無く、オンライン記録において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22 年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月及び 23 年 1 月は 26 万円、同年 2 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便と私が所持している給与支払明細書を比較したところ、有限会社 A に勤務した期間のうち、申立期間について、給与から控除された厚生年金保険料が国の記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い金額となっているので、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当

初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 2 月 20 日に 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び有限会社 A から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成 22 年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月及び 23 年 1 月は 26 万円、同年 2 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成 23 年 3 月及び同年 6 月については、申立人及び有限会社 A から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同年 3 月は 20 万円、同年 6 月は 17 万円となり、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額となることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月30日から56年3月1日まで

私は、昭和55年10月頃に株式会社Aに入社し、同社C営業所に勤務した。途中で勤務先の名称は株式会社Bに変わったが、56年4月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間について、株式会社A及び株式会社Bの複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に株式会社Aにおいて被保険者資格を喪失し、株式

会社Bにおいて被保険者資格を取得した記録が確認できる同僚は、「株式会社Aと株式会社Bは関連事業所であり、仕事の内容に変わり無く、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」旨証言しているとともに、当該同僚から提出された昭和55年12月の株式会社A発行の給与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、株式会社Aは、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和55年12月30日）以後も法人事業所であり、同社及び株式会社Bの複数の同僚の証言から判断すると、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、株式会社Aは、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年11月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間について、株式会社A及び株式会社Bの複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められ、申立人と同様に、株式会社Aにおいて被保険者資格を喪失し、株式会社Bにおいて被保険者資格を取得した記録が確認できる上記同僚から提出された同年2月の給与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける事業所別被保険者名簿の昭和56年3月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録にお

ける資格取得日と同日の昭和 56 年 3 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD株式会社（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和37年5月25日から同年6月1日まで

私は、昭和34年4月にA株式会社に入社し、平成3年1月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①においてA株式会社B事業所に、申立期間②においてD株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録より、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、E株式会社に係る被保険者資格を同年6月1日に取得している者は、申立人のほかに17人確認できる上、そのうち2人は、D株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を37

年5月25日に喪失し、A株式会社B事業所に係る被保険者資格を同年6月1日に取得しており、申立人と同様の記録となっているところ、申立期間①及び②を通じて、C株式会社において継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、C株式会社は、「現在、資料が残っていないため不明であるが、同様の記録の者が数名いるのであれば、当時の手続に誤りがあったのではないかと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA株式会社B事業所、申立期間②においてD株式会社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月及びD株式会社における37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①は7,000円、申立期間②は9,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3464

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 30 日

A県B市にあった有限会社C（現在は、D株式会社）に勤務していた平成19年12月30日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録を確認したところ当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。

申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B市が保管する有限会社Cが作成した申立人の平成19年分給与等の支給に係る給与支払報告書及び同社の元社会保険事務担当者の証言から、申立人は、同年12月30日に同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、上記給与支払報告書により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における平成19年の申立人の標準報酬月額及び申立人が保管する同年8月度賞与の支給明細書に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が保管する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支払報

告書の社会保険料等の金額から推認される賞与支給額及び保険料控除額から、32万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成15年7月23日は28万円、同年12月3日は15万円、16年7月26日は10万円、同年12月7日は24万7,000円、18年7月31日は24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成18年7月31日

私は、昭和47年3月から平成19年5月までA株式会社に勤務したが、申立期間①から⑤までの賞与に係る記録が無い。

申立期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人から提出された金融機関の総合口座通帳及び平成18年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表（流動性）並びにA株式会社の同僚が所持する賞与に係る支給明細書から判断すると、当該期間において、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、前述の総合口座通帳及び預金取引明細表（流動性）の記録から、平成 15 年 7 月 23 日は 28 万円、同年 12 月 3 日は 15 万円、16 年 7 月 26 日は 10 万円、同年 12 月 7 日は 24 万 7,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤における標準賞与額は、前述の預金取引明細表（流動性）及び申立人から提出された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、平成 18 年 7 月 31 日は 24 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3470

### 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和61年6月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月31日から同年6月1日まで

私は、昭和60年11月5日から平成元年7月20日まで、A株式会社及びその関連会社のB株式会社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社及びB株式会社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人を含め、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和61年1月31日（以下「全喪日」という。）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている75人のうち62人が、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によれば、全喪日の後の昭和61年2月24日及び同年3月18日に同社において健康保険証の再交付を受けている者が確認できる上、同年3月3日に受理された同年3月2日付けの被保険者資格取得届が後に取り消されている者が確認できること、及び被保険者資格を喪失した日が、同年2月21日、同年3月

8日及び同年4月1日から、全喪日と同日の同年1月31日に訂正されている者が複数確認できることから、当該事業所別被保険者名簿には、これらの取消又は訂正の処理が行われた日付の記載は無いものの、これらの処理は、全喪日より後に行われたものと推認できる。

また、A株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において法人格を有している上、申立人及び同僚に係る雇用保険の加入記録により、同社において、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和61年6月1日時点で5人以上の従業員が在籍していたと認められることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、昭和61年1月31日にA株式会社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年6月1日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における60年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月16日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月に同社から賞与が支給されたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の普通預金元帳によると、申立期間において、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同様にB事業所において勤務していた同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した賞与支給額及び保険料控除額から、24万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3472

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 27 日

株式会社Aから支給された申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていない。

平成 17 年の年末調整明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する「17年一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」（以下「賃金台帳」という。）及び申立人が所持する平成17年の年末調整明細書から、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）国民年金 事案 1880

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、町内会の方が昭和36年頃に国民年金の加入手続をしてくれ、毎月、国民年金保険料の集金に来ていたので、申立期間の保険料を納付していた記憶がある。申立期間を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月3日に払い出されていることから、申立人は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行い、36年4月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点より前の時期においては、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、当該加入手続が行われたと推認できる時点では、既に申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、町内会の集金により申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、A市役所は、申立期間当時、町内会において保険料は集金していなかったとしている上、申立人の居住地区における納付組織の有無は資料が無く不明としており、当時の納付状況等について確認できない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1881

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から52年5月まで

私の国民年金については、昭和46年8月頃にA市役所B支所（当時）で加入手続き、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされている。申立期間について、保険料の納付済期間としてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続きを行った日が国民年金被保険者資格の取得日となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和52年5月11日以降に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和52年6月23日」と記載されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、任意加入被保険者資格を取得する前の期間は未加入期間となり、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、国民年金保険料に関する記録の昭和52年5月の欄に「この月まで不要」と押印されており、申立人が国民年金被保険者資格を取得した同年6月から付加保険料を含めた国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者カードによれば、昭和52年6月23日付けで新規に任意加入被保険者資格を取得したことが記載

されている上、納付記録欄には同年5月までは納付を必要としないことを意味する線が引かれており、申立期間は、国民年金保険料の納付を必要としない期間とされている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によれば、申立人が申立期間に居住していたと記憶しているA市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（秋田）国民年金 事案 1882

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年2月までの期間、同年11月から50年3月までの期間及び63年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年2月まで  
② 昭和48年11月から50年3月まで  
③ 昭和63年4月から平成3年3月まで

申立期間①及び②について、当時、同居していた両親が町内の集金人に私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間①及び②を保険料の納付済期間として認めてほしい。

申立期間③について、私は、自分と夫の分の国民年金保険料を銀行の窓口で納付していたので、申立期間③を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月14日に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるが、この時点で、申立期間①の保険料は、時効により納付することができない。

申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和50年11月頃において、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間②の保険料は両親が納付していたとしている上、申立人の両親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況を確認することができない。

申立期間③について、申立人は、「自分と夫の分の国民年金保険料を銀行の窓口で納付していた。」と述べているところ、申立人及びその夫に係

るA市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立期間③の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（山形）国民年金 事案 1883

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 7 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料を納付した事実は確認できないとの回答をもらった。

しかし、昭和 45 年 3 月 20 日に A 事業所を退職後、同年 4 月 1 日から B 有限会社に勤めたものの、1 週間ほどで退職し、その前後に C 市役所から国民年金保険料の納付書が届いたため、妻に保険料を納付してもらったはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたことはうかがわれないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（岩手）国民年金 事案 1884

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後にA市（現在は、B市）の市役所で国民年金の加入手続きを行い、後日郵送されてきた納付書により同市役所で国民年金保険料を納付したので、申立期間を保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、B市は、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないとしていることから、申立人が申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得したこと、及び同期間の国民年金保険料を納付したことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（岩手）国民年金 事案 1885

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から58年3月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間の保険料は未納であるとの回答をもらったが、私は、自宅に送付された納付書により保険料を納付していた。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿は昭和57年7月8日に作成されたことが確認できること、及びオンライン記録によれば、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日はいずれも同年6月であることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものとみられ、申立人は、53年\*月\*日（20歳到達日）に遡って被保険者資格を取得したものと推認できるが、国民年金の加入手続時点で、申立期間のうち同年6月から55年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上記の国民年金被保険者名簿によれば、記録が確認できる昭和56年度及び57年度の国民年金保険料はいずれも未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間は58か月にわたり、行政がこれだけの期間の記録管理を続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国

民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（福島）国民年金 事案 1886

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年7月まで

記憶が定かではないが、私の国民年金の加入手続は、前夫が行ったと思う。

また、国民年金保険料の納付方法は覚えていないが、自宅に保険料納付の催促の通知が届き、私と前夫の保険料として1,000円をA市役所に出向いて納付したことをよく覚えている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の前夫がA市において申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されているページには、B市の地区名を示す「C地区」の記載が確認できること、及び申立人の氏名は旧姓で記載されていること、並びにオンライン記録によれば、当該手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者に係る資格取得月はいずれも昭和43年4月であることから、申立人に係る国民年金加入手続は、前夫と離婚後の同年4月頃に同市において行われ、被保険者資格を同年2月1日（厚生年金保険被保険者資格の喪失日）に遡って取得したものと推認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするA市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、B市の国民年金の被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間は未加入期間とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の前夫は病

気療養中のため当時の状況を確認することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3457

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 26 日から同年 11 月 10 日まで  
年金事務所から、私と同姓同名かつ同じ生年月日の者の A 株式会社における昭和 43 年 9 月 26 日から同年 11 月 10 日までの厚生年金保険加入記録が確認できる旨の照会があったが、私は、42 年 1 月から 46 年 8 月まで別事業所において厚生年金保険に加入しており、私の記憶では、A 株式会社に勤務していたのは 47 年頃のはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する A 株式会社の所在地は、同社の商業登記簿謄本の記録と一致しており、申立人は当時の勤務内容を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は、平成 7 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できる 12 人に照会を行ったところ、7 人から回答を得られたが、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間における A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 13 日から 7 年 10 月 31 日まで  
株式会社 A に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 26 万円となっているが、実際に支給されていた給与は 34 万円程度だったので、標準報酬月額を 34 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、実際の給与支給額に合わせて、34 万円に訂正してほしい旨述べている。

しかしながら、申立人と同日に株式会社 A で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同じ職種であった同僚の 1 人も、申立人と同様に、オンライン記録における標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる上、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも後に同社で資格を取得した同僚 6 人のうち、5 人の標準報酬月額が 26 万円以下であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、平成 7 年について、申立人のオンライン記録における株式会社 A に係る標準報酬月額（26 万円）から推認される同年の社会保険料等控除額は、B 市から提出された申立人に係る「住民税課税内容の回答書」により確認できる同年の社会保険料等控除額の範囲内となることが確認できるところ、申立人が主張する同社に係る標準報酬月額（34 万円）から推認した場合の同年の社会保険料等控除額は、前述の「住民税課税内容の回答書」により確認できる同年の社会保険料等控除額を上回ることから、同年における標準報酬月額に不自然な点は見当たらない。

さらに、株式会社Aは、平成11年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが回答が無いため、申立人の申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

加えて、申立期間当時、株式会社Aに勤務した同僚のうち、所在の確認できる11人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3462

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から平成5年9月30日まで  
私は、申立期間において、A社B事業所のC業務をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人とA社との間で締結された平成4年4月1日付け委託契約書及び同社から発行された昭和63年3月22日付け感謝状により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社の委託業務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人については、人事記録及び当時の職員名簿に名前が無いため、職員ではなかった。」旨回答している上、同社B事業所は、「委託契約をしていた方は、委託業者なので、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には加入させていない。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人が同じC業務をしていたとして名前を挙げた元同僚二人についても、A社B事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人のA社B事業所における雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、D健康保険組合は、「申立期間に係る被保険者記録は、保存期間経過のため確認できない。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立人は、国民年金制度発足時から

60歳到達日まで国民年金に加入しており、申立期間のうち昭和38年4月から平成2年11月までの期間においては、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3463

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 20 日まで株式会社 A（適用事業所名は、昭和 33 年 7 月 1 日に株式会社 B から株式会社 A に変更。現在は、C 株式会社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社 A に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が株式会社 A の厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同一の昭和 36 年 1 月 1 日に同社の被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できる 20 人に照会したところ、16 人から回答があり、うち 11 人は当該資格取得日より前から同社において勤務していたとしているが、いずれも申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、C 株式会社は、申立期間当時の状況について不明としていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、36 年 1 月 1 日に被保険者資格を再取得しており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、株式会社Bにおいて昭和 30 年 6 月 1 日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、36 年 1 月 1 日に別の同台帳記号番号で株式会社Aの被保険者資格を新たに取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月頃から22年4月頃まで  
② 昭和22年11月頃から23年4月頃まで  
③ 昭和23年11月頃から24年4月頃まで  
④ 昭和24年11月頃から25年4月頃まで  
⑤ 昭和25年11月頃から26年4月頃まで

私は、昭和21年から24年までの4年間、毎年11月頃から翌年の4月頃まで、A株式会社（現在は、B株式会社）C事業所に出稼ぎに行つてD業務に従事していた。

また、昭和25年11月頃から翌年の4月頃までは、A株式会社E事業所に出稼ぎに行った。

給料明細書で、厚生年金保険料が引かれていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑤については、B株式会社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、A株式会社C事業所において昭和21年12月12日から22年4月21日までの期間、同年12月2日から23年4月20日までの期間及び25年11月8日から26年4月10日までの期間はD業務担当として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前記人事記録には、「22年4月迄」、「23.4迄」及び「社外季」の記載があることから、期限を定めた雇用であったことが確認できるところ、B株式会社は、期限を定めた雇用の場合は正職員としての雇用ではなく、雇用期間が6か月未満の場合には厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったとしている。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚と同姓同名の者が二人確認できるが、いずれも既に亡くなっていることから申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することができない。

さらに、B株式会社は、申立人に係る厚生年金保険の届出に関する資料及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無いとしている。

申立期間③及び④については、B株式会社は、当該期間に係る申立人の人事記録は無いとしている上、同社から提出のあった申立人に係る昭和25年11月8日採用時の人事記録によれば、職歴欄に21年及び22年にA株式会社C事業所に勤務したことが記載されているものの、23年及び24年に係る職歴は記載されていない。

また、A株式会社C事業所において昭和23年11月及び24年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中で所在が確認できる者はいないことから、申立期間③及び④における申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3466

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日

私は、平成 4 年 11 月から 20 年 10 月まで A 株式会社勤務したが、申立期間①及び②の賞与に係る記録が無い。賞与が支給された時期がいつだったか記憶がはっきりしないが、賞与を受け取ったとすれば平成 15 年頃だと思うので、申立期間①及び②について賞与に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社における賞与の支給方法について、銀行口座への振込みであったとしているところ、B 銀行から提出された申立人に係る預金（流動性）取引履歴明細表及び流動性預金異動明細表により、月に一度、同社からの振込みが確認でき、当該振込みは給与であると推認できるものの、申立期間①及び②に係る賞与の支給について確認できない。

また、A 株式会社は、既に破産手続が終結している上、同社の閉鎖事項全部証明書から確認できる平成 15 年 1 月から 21 年 10 月までの期間に同社の代表取締役であった者 5 人に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間①及び②当時、A 株式会社において経理部長であったとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、申立期間において申立人に対して賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚 7 人に照会したところ、3 人から回

答があったが、申立期間①及び②の賞与について、1人は支給されなかったと回答し、残りの2人は不明と回答していることから、申立期間①及び②について賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3468

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 25 日から同年 7 月 6 日まで

私は、昭和 35 年 1 月から 42 年 12 月まで A 株式会社及びその系列会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

系列会社への出向や異動はあったが、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 株式会社 B 事業所から C 株式会社 D 事業所に出向し、申立期間①において同社に勤務していたと主張しているところ、現在の同社の代表取締役は、「当時の事業主は既に死亡している上、当時の従業員に係る資料は処分しており、詳しくは分からない。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、上記代表取締役は、「C 株式会社は、A 株式会社の下請であった関係から、業務指導等で従業員が行き来することはあったが、同社の従業員が C 株式会社に出向してきたことはなかったはずである。」旨回答している。

さらに、申立期間当時の C 株式会社の役員は、「申立人は、A 株式会社 B 事業所から期間を空けずに C 株式会社 D 事業所に移ってきたわけではなかったと思う。」旨回答している。

加えて、申立期間①に C 株式会社 D 事業所において厚生年金保険の被保険者となっている 11 人に申立人の勤務実態等について照会したところ、8 人から回答があり、うち申立人を知っているとする 6 人全員が申立人の

出向については分からないとしている上、申立人の同社における勤務開始時期を特定できる回答は得られなかったことから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認できない。

また、上記6人のうち1人は、申立人のC株式会社D事業所における勤務開始時期や勤務した経緯は分からないとしているものの、「当時、A株式会社B事業所から、業務指導として入れ替わりで人が来ることはあったが、そのままC株式会社D事業所で働いていた者はいなかった。」旨回答している。

さらに、C株式会社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得日は昭和37年5月1日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてE株式会社に勤務していたと主張しているところ、C株式会社から提出されたE株式会社に係る「社員名簿（労働者名簿）」によると、申立人の同社における雇入日は昭和40年7月6日となっている。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、事業所の番号及び名称は確認できないものの、被保険者資格取得日が昭和40年7月6日となっている記録が確認できる。

さらに、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得日は昭和40年7月6日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月頃から 51 年 4 月頃まで  
② 昭和 51 年 11 月頃から 52 年 4 月頃まで  
③ 昭和 52 年 11 月頃から 53 年 4 月頃まで

私は、申立期間①から③までについて、冬の出稼ぎでA県B市にあったC株式会社（現在は、D株式会社）E営業所においてF業務をしていた。

当時、健康保険証を持っていた記憶があるので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間①から③までの期間においてC株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D株式会社は、当時の資料が無いことから申立人の給与からの厚生年金保険料の控除及び被保険者資格取得届の提出の有無等について不明と回答している。

また、申立人は、申立人と同郷で、一緒に出稼ぎに行った複数の者の名前を挙げているところ、いずれも各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのうち一人は、「自分はC株式会社において厚生年金保険に加入していないことを知っており、同社から健康保険証も受け取ったことは無く、出稼ぎ期間中は、役場から発行された国民健康保険証を出稼ぎ先に持って行った。申立人も同じ条件で勤務したので、厚生年金保険には加入していないと思う。」旨証言している。

このほか、申立人が各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。